

通所介護事業所等で宿泊サービスの 提供を予定しているみなさまへ

～消防法に基づく消防用設備等の設置について～

平成27年4月1日施行の消防法令の一部改正に伴い、介護保険法に基づく（介護予防）通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、予防通所介護相当サービス事業所（以下「通所介護事業所等」という。）の指定を受け、かつ、通所介護事業所等の設備を利用し、通所介護事業所等の営業時間外に宿泊サービスを提供する場合は、従来から義務づけられている消防用設備等のほかに、新たに下記設備の設置等が必要となりました。

宿泊サービスを月当たり5日以上提供する場合、通所介護事業所等で従来から義務づけられている消防用設備等のほかに、新たにスプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置、消防機関へ通報する火災報知設備及び連動等が必要です。

宿泊サービスの提供が月当たり1日以上4日以下の通所介護事業所等でも、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備の設置等が必要です。

これら以外の消防用設備・届出等が必要な場合や例外措置もあるので、平成27年4月1日以降に新たに通所介護事業所等の設備を利用して、宿泊サービスの提供を予定している方は、必ず消防署へ確認し、宿泊サービス提供開始までに必要な消防用設備等を整えるとともに、消防法上の届出等を行ってください。設備の設置等の内容や要件等の詳細につきましては、下記問合せ先にご連絡ください。

【問合せ先】 八王子消防署 予防課 予防係 042-625-0119

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当